



長崎最賃審発第7号  
令和3年8月6日

長崎労働局長  
瀧ヶ平 仁 殿

長崎地方最低賃金審議会  
会長 松本睦樹

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月5日付け長労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

長崎県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり